

箕面市立かやの第一・第二・第三駐輪場
及び仮設駐輪場を一体的に運営する事業者の募集要項

令和5年10月16日

箕面市

市立自転車駐輪場（かやの第一駐輪場、かやの第二駐輪場、かやの第三駐輪場）及び仮設駐輪場を一体的に運営する事業者の募集について

箕面市は、令和6年3月23日に北大阪急行が延伸し、新しく箕面萱野駅が開業するにあたり、周辺環境を整備し、次のとおり駐輪場施設の指定管理者を募集します。なお、駐輪場の指定管理者が仮設で設置する駐輪場も一体的に管理するものとする。

第1 市立自転車駐輪場の指定管理者

1 設置目的

市の市街地の中央部に位置し、国道171号と国道423号が交差する交通の要衝として、利便性の高い地域であるかやの中央地区において、箕面萱野駅開業にあたり、周辺環境整備として駐輪場を整備して管理運営を行うこととしている。

2 施設の概要

(1) かやの第一駐輪場

- ア 位置 箕面市西宿一丁目3番
- イ 収容台数 自転車 726台
- ウ 開設年月日 令和7年3月末（予定）
- エ 構造 地下駐輪場

(2) かやの第二駐輪場

- ア 位置 箕面市箕面市萱野二丁目5番
- イ 収容台数

令和6年3月23日～令和7年3月31日	令和7年3月末～
自転車 409台	原動機付自転車 171台
原動機付自転車 47台	自動二輪 44台
自動二輪 37台	

- ウ 開設年月日 令和6年3月23日（予定）
- エ 構造 平地駐輪場（高架下）

(3) かやの第三駐輪場

- ア 位置 箕面市萱野四丁目3番
- イ 収容台数

令和6年3月23日～令和7年3月31日	令和7年3月末～
原動機付自転車 338台	原動機付自転車 214台
自動二輪 61台	自動二輪 54台

- ウ 開設年月日 令和6年3月23日（予定）
- エ 構造 平地駐輪場（高架下）

3 業務の範囲

(1) 業務範囲

指定管理者の業務は、本募集要項に示すほか、別冊「かやの第一・第二・第三駐輪場 運営・維持管理業務等要求水準」に記載のとおりとする。

- ①かやの第一駐輪場、かやの第二駐輪場、かやの第三駐輪場供用に関すること。
- ②かやの第一駐輪場、かやの第二駐輪場、かやの第三駐輪場の維持管理に関すること。
- ③その他市長が必要と認める業務。

(2) 業務委託

指定管理者は、(1)に定める業務を行うに当たり必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て業務の一部を委託することができるものとする。この場合に生ずる費用の負担、業務委託の際に第三者に生じた損害への賠償等は、指定管理者が負うものとする。

4 指定の期間

令和6年3月23日から令和9年3月31までの3年9日間とする。

※指定管理期間は議会の議決事項であるため、指定管理者の指定に関する議案が採決されたときに、指定管理期間が確定するものとする。

5 管理の基準

(1) 駐輪場の運用

- ・自動料金精算機等の駐輪場設備の保守、料金の回収、消耗品の補充等については、指定管理者が行うものとし、機器故障等の事故があった場合は、速やかに現場に到着できる体制を整えること。
- ・駐輪場の清掃は、定期的に行うこと。

(2) 供用時間

毎日24時間

供用の日時は、箕面市立駐車場条例第11条第2項の規定により、指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て変更することができるものとする。

(3) 利用料金

利用料金にあたっては、地方自治法第244条の2第8項に基づき、指定管理者の収入として収受することとし、同条第9項に基づき、候補者選定後、指定管理者が市との協議うえ承認を得る必要がある。

なお、指定管理者は、箕面市立駐車場条例（平成25年3月28日条例第17号、以下「条例」という。）第16条第5項の規定により、箕面市立駐車場条例施行規

則（平成 25 年 3 月 28 日規則第 32 号、以下「規則」という。）第 8 条で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができ、また、条例第 16 条第 6 項ただし書の規定により、規則第 9 条の基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。なお、減免による利用料金収入の減収分については、本市は別途補てん等を行わない。

（４）個人情報の取扱い及び守秘義務

指定管理者は、業務の履行に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他個人情報の適切な管理のため、必要な措置を講じること。業務の従事者（従事していた者を含む。）は、業務で知り得た個人情報を漏えいしてはならず、指定管理期間が終了した後も同様とする。漏えいした場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に規定されている罰則が適用される。

そのため、管理運営を行うに際しては「箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱」（参考資料 5 参照）に準拠し、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止並びに適切な管理のために必要な措置を講じ、また、死者に関する情報の取扱いについては、「箕面市死者情報取扱要綱」（参考資料 6 参照）に準じた対応を行うこと。

（５）事業計画書等の提出

指定管理者は、当該年度の指定する日までに、次年度に予定する事業計画書、収支計画書及び管理体制計画書を作成し、市に提出するものとする。

なお、市に提出された事業計画書等は、開示請求の対象となり、箕面市役所別館 1 階行政資料コーナーにおいて備え付けるものとする。

（６）事業報告書等の提出（地方自治法第 244 条の 2 第 7 項）

指定管理者は、毎年度終了後の指定する日までに、駐輪場管理に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書及び経営状況等決算書を作成し、市に提出すること。

ア 業務の実施状況

イ 駐輪場の利用状況

- ・ 時間帯別稼働率、時間帯別利用台数
- ・ 利用料金の月別、日別利用台数
- ・ 月別駐輪利用台数
- ・ 平日、休日の利用状況
- ・ 駐車利用料金及びサービスの状況
- ・ その他

ウ 経理の状況

エ その他必要と認める事項

なお、提出された事業報告書等は、開示請求の対象となり、箕面市役所別館 1 階行政資料コーナーに備え付けるものとする。

（７）指定管理者として遵守すべき事項

① 情報公開

指定管理者は、管理運営にかかる文書などを適正に管理し、指定期間終了に際しては、市に、保管文書などを引き継ぐこと。

また、指定管理者は、箕面市情報公開条例（平成 17 年箕面市条例第 2 号）の趣旨をふまえ、管理運営に関する情報を公開するものとする。

なお、管理運営に関する文書で、市に提出されたものは市の行政文書として開示請求の対象となる。市が保有していないものについても、箕面市情報公開条例第 24 条に基づき市が当該情報の提供を求めたときは、これに応じるものとする。

② 文書等の管理保存

指定管理者は、業務を遂行するにあたり作成又は収受した書類等を、その他の業務の書類とは別に管理し保存するものとする。

③ 関係法令等の遵守及び職員研修の実施

指定管理者は、施設の設置目的に沿って、次に掲げる法令その他関係法令等を遵守し、管理運営を行うものとする。

なお、本指定期間中に法令等の改正があった場合には、改正後の法令等に基もとづくものとする。

また、指定管理者は、業務に従事する者が下記の法令のほか、人権問題、個人情報保護等について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、適宜社員に研修を行うこと。

ア 労働基準法

イ 労働安全衛生法

ウ 個人情報の保護に関する法律

エ 箕面市駐車場条例及び同施行規則

オ 箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例、箕面市個人情報の保護に関する法律施行細則

カ 箕面市情報公開条例及び同施行規則

キ ア～カに掲げるもののほか、地方自治法その他の行政関係法令及び消防法、その他の管理・運営に適用される関係法令

(8) その他

① 維持管理費の支払い

施設、設備等の維持管理費（法定点検を含む）、光熱水費、電話使用料等の支払いは、原則として指定管理者が一括して行うこととする。

② 賠償責任保険等への加入

指定管理者は、駐輪場施設、附属設備等及び第三者の身体又は財物に対する賠償責任保険等に参加するものとする。

③ 危機管理体制の確立

ア 震度 5 弱以上の地震が発生したときは、2 名以上の従事者が駐輪場に自動参集し、施設及び設備の点検、二次災害の防止等を行うこと。

イ 台風、豪雨等により災害発生の危険が予測される場合は、必要に応じて

施設及び設備の点検、二次災害の防止を行うこと。

ウ 指定管理者として、毎年度の緊急連絡体制にあっては、当該年度の4月中に報告するとともに、変更が生じた場合は速やかに報告するものとする。

エ 緊急時等の初動対応は指定管理者が行うものとする。利用者の安全を確保するため、消防計画・危機管理マニュアルに従い、市、警察、消防等と連携し対処するとともに、迅速かつ適切な措置を講じるものとする。

④ 施設の機械警備

機械警備によるセキュリティが必要な場合については、指定管理者の責任と負担により、システムを導入するものとする。

⑤ 業務の引き継ぎ等

指定管理者は、指定期間の終了に際しては、市又は市が指定する者に対し、誠実に業務の引き継ぎを行うものとする。

(9) その他

詳細は、別冊「かやの第一・第二・第三駐輪場運営・維持管理業務等要求水準」をご覧ください。

6 リスク分担

指定管理期間中の指定管理者と市のリスク分担の基本的な考え方は、「リスク分担表」によるものとし、詳細は指定管理者と市が協議のうえ、後日締結する「協定書」に定めるものとする。

【リスク分担表】

項目	指定管理者	市
応募コスト	○	
施設管理に必要な資金の確保	○	
管理業務開始前の業務引き継ぎに関するコスト	○	
本事業に直接影響のある法令等の変更	協議事項	
物価の変動	○	
施設設置者の責任による事業の中止・遅延		○
指定管理者の責任による事業の中止・遅延	○	
不可抗力による事業の中止・遅延	協議事項	
指定管理者の事業放棄・破綻	○	
施設及び物品の修繕等の費用	○	
火災等の事故（管理瑕疵）	○	
第三者に損害を与えた場合（管理瑕疵）	○	

第2 仮設自転車駐輪場の運営者

1 設置目的

かやの中央地区において、箕面萱野駅前の駐輪場整備工事を進めているが、かやの第一駐輪場の供用開始は令和7年3月末を予定しており、その整備が完了するまでの間について、駅周辺で自転車を駐輪できる場を確保する必要があるため、市所有地などを活用して暫定的に駐輪場を設置するもの。

2 根拠法令

仮設自転車駐輪場施設は、地方自治法第238条第3項に規定する普通財産を同法第238条の5第1項の規定に基づく土地と、市が借り受けた箕面市土地開発公社が所有する土地の貸付を行う。なお、この自転車駐輪場の貸付については、借地借家法は適用されない。

3 施設の概要

(1) 仮設第一駐輪場

- ア 位置 箕面市坊島四丁目 1017 番
- イ 収容台数 自転車 110 台
- ウ 供用開始日 令和6年3月23日（予定）
- エ 構造 平面駐輪場
- オ 入出庫時間 24 時間

(2) 仮設第二駐輪場

- ア 位置 箕面市坊島四丁目 1019 番、1020 番
- イ 収容台数 自転車 207 台
- ウ 供用開始日 令和6年3月23日（予定）
- エ 構造 平面駐輪場
- オ 入出庫時間 24 時間

4 管理運営内容

(1) 駐輪場の運用

- ・本物件は現状有姿の状態で貸し付けるものとする。【別添 図面参照】
- ・貸付期間中は施設の維持管理を行い、駐輪場設備の保守、料金の回収、消耗品の補充等については、事業者が行うものとし、機器故障等の事故があった場合は、速やかに現場に到着できる体制を整えるものとする。
- ・駐輪場の清掃は、定期的に行うこと。
- ・管理運営にあたっては周辺環境に配慮し、管理運営に伴って発生する利用者及び近隣住民にかかる事故及び苦情については、賃借人の責任と負担をもって迅速に対応するものとする。
- ・対象駐輪場の貸付に係る計画を変更し、又は仕様を変更するときは、あらかじめ

書面をもって市の承認を得るものとする。

- ・個人情報の適切な管理を行うこと。業務の履行に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他個人情報の適切な管理のため、必要な措置を講じなければなりません。業務の従事者（従事していた者を含む。）は、業務で知り得た個人情報を漏えいしてはならず、運営終了した後も同様とする。漏えいした場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に規定されている罰則が適用される。
- ・管理運営業務の全部を第三者に委託し、または請け負わせることはできませんが、市の承認を得て業務の一部を委託することができるものとする。この場合に生ずる費用の負担、業務委託の際に第三者に生じた損害への賠償等は、事業者が負うものとする。

（2）供用時間

毎日 24 時間

（3）管理運営

別紙「仮設駐輪場貸付にかかる仕様書」の「3 管理運営内容」に記載する業務を行うこと。管理運営に要する経費（維持管理費、消耗品費、光熱水費、通信費、保険料など）は、すべて事業者の負担となるものとする（必要経費の償還請求はできない）。

5 駐輪場料金

（1）料金の設定について

利用料金は、事業者からの提案に基づき、市の承認をもって設定できるが、「第 1 市立自転車駐輪場の指定管理者」での利用料金提案内容や近傍駐車場の料金等を考慮し、施設利用者の円滑な利用を阻害するおそれのない金額の範囲で利用料金を設定すること。

（2）減免について

利用者のうち、規則第 8 条で定める基準に準じ、障害者手帳等を所持する者の車両について、利用料金の減免を行うものとする。

6 賃貸借契約期間

令和 6 年 3 月 23 日から令和 7 年 3 月 31 日までを予定する。

7 貸付料等

（1）貸付料

貸付料は、次の事項を踏まえた提案事項（必須）とし、別紙様式「貸付希望額調書」で提案のこと。

- ① 仮設駐輪場は、箕面萱野駅前のかやの第一駐輪場整備が完了するまでの間、駅周辺でかやの第二及びかやの第三駐輪場だけでは不足すると予想した、必要な駐輪場スペースを確保を目的に、市所有地を活用した暫定的な駐輪場である。そのため、この駐輪場は、指定管理施設（かやの第二・第三駐輪場）と一体運営を成す役割がある。
- ② ①より、この仮設駐輪場の運営収益は、指定管理施設の運営事業費に充てられるように、市は市規則等に基づいて貸付料について減額等の対応を予定している。なお、参考までに令和5年度の評価額から算出する額は、以下の表のとおりである。

	所有者	参考額（令和5年度）
仮設第一駐輪場	市土地開発公社	2,400,480円
仮設第二駐輪場	市	720,099円

- ③ 貸付料は、指定管理施設の収支に影響しない場合において、市に納付されることを期待する。

（2）管理運営費

駐輪場に係る光熱水費等の管理運営費は、事業者が負担することとする。

8 報告、実地調査等

- (1) 市は貸付物件の使用状況について随時に実地調査し、または必要な報告を事業者に求めることができるものとする。
- (2) 事業者は、上記(1)の報告を怠り、または調査を拒むことはできない。
- (3) 前項の調査または報告に基づき、市は事業者に対して、施設の適正な維持管理等のために是正を求め、指示等を行うことがある。

9 貸付に関する制限事項

- (1) 事業者は、貸付物件を第三者に転貸し、賃借権を譲渡し、又は担保に供することは出来ない。
- (2) 事業者は、貸付物件を政治的用途・宗教的用途に使用することは出来ない。
- (3) 事業者は、貸付物件を地域住民等の生活を著しく脅かすような活動の用途に使用することは出来ない。
- (4) 事業者は、貸付物件を悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途に使用することは出来ない。

10 契約の解除または変更

- (1) 次のいずれかに該当するときは、契約を解除し、または変更する場合がある。
ただし、ウの場合は解約に限るものとする。
- ア 市において貸付物件を公用または公共用に供する必要が生じたとき。この場

合において、契約を解除または変更するときは、市は2か月前までに事業者
に通知するものとする。

イ 事業者が賃貸借契約書または本募集要項に違反したとき。

ウ 応募資格の詐称等不正な手段によって賃貸借契約を締結したとき。

(2) (1) アにより契約を解除または変更したことにより事業者に損失が生じた
ときは、事業者は市に対して損害を求めることができるものとする。

(3) 事業者は、(1) イ及びウにより契約が解除されたときは、その契約解除日
から1か月以内に、当初契約期間満了日までの契約貸付料を契約違約金として一括
納入すること。変更の場合もこれに準じ、市が契約違約金を算出するものとする。

第3 自主事業の提案

(1) 自主事業（自動販売機設置など）

自主事業とは、指定管理者が「第1 市立自転車駐輪場の指定管理者」の「3
業務の範囲」に定める業務以外で、業務の実施を妨げず、かつ施設の設置目的の
範囲内で、施設の利用促進またはサービス向上のために、独自に企画提案し、自
己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。指定管理
業務以外のため、指定管理の収支には算定はされず、独自財源により実施すると
ともに、収入は独自収入となる。

なお、実施にあたっては、かやの第二・第三駐輪場及び仮設駐輪場では営利目
的での自主事業はできないなど、制約事項があるため、自主事業の実施は任意で
すが、実施にあたっては必要に応じて事前に市と協議していただくことになり、
実施後は市に報告するものとする。

第4 特別提案

特別提案は、利用者サービスの向上や施設整備の充実等を行い、施設の最大活
用を図るため、応募者から提案いただくもので、重要な審査対象項目とする。自
由で創意工夫のある提案をお願いします。

特別提案を検討するにあたっては、仕様・基準等にこだわる必要はない。

1 必須提案事項について

(1) 新規開設する駐輪施設のため収支予測が難しいことから、本市への還元策とし
て、各年度の収支決算額が結果として黒字となった場合に、収益額を市に還元する
その割合（市への納付金）

(2) 箕面萱野駅が新しく開業する際に開設される駐輪場であるため、開設当初に予
想される利用者への対応策について

2 その他提案事項について

(例1) 当該施設が応募者の民間施設であれば、どのような活用をするか等の視点やかやの中央のまちづくりのなかで期待される役割等も考慮して大胆な提案。

提案は、「様式16」等に記載して提出すること。

なお、納付金や委託料の減額についての提案については加点要素とし、最終的に特別提案を採用するかどうかは交通政策室と応募者（候補者）の協議のもと、決定するものとする。

第5 管理運営における費用等について

施設の管理運営業務の実施に必要な経費を、市が支払う指定管理料、利用料金等の収入によって賄うものとする。

1 指定管理料について

指定管理料（消費税及び地方消費税を含む）は次の金額を上限とし、事業計画書及び収支計画書における各年度の指定管理料は、上限額を下回る金額で提案すること。

年度	指定管理料 上限額	備考
令和5年度から 令和6年度まで	9,940千円	令和6年3月23日～令和7年3月31日 準備期間含
令和7年度	16,500千円	
令和8年度	20,300千円	

実際の指定管理料は、市は、指定管理料を予算の範囲内で年度ごとに締結する年度協定書に定め、指定管理者に支払う。金額の決定にあたっては、応募時に提案された金額を上限として、指定期間中の各年度に提出する事業計画書、駐輪場の利用状況及び経理の状況において報告があった金額を参考に、市と指定管理者で協議を行う。

2 支払方法

指定管理料は、会計年度を基準とし、協定で定めた時期に支払う。

3 指定管理料の精算

指定管理業務を行う中で、経費が不足することとなってもその不足分については、原則として補填しない。

ただし、結果として各年度の収支決算額が黒字となる場合を想定し、「収益分の〇%を市に還元する」などを事業計画書にて提案すること。

第6 募集に当たっての手続き

1 応募の資格等

(1) 応募資格

指定管理者としての指定期間及び駐車場施設の賃貸借契約期間において、次に掲げる条件のいずれにも該当しない法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）であることを必要とする。

また、同じ法人等又は資本面若しくは人事面で関係ある（出資総額の1/2を超える出資若しくは役員を兼ねる）法人等が重複して応募することはできない。

なお、その他の団体とは、複数の法人が共同応募する団体とし、応募する場合は代表する法人を選定するものとする。この場合は、複数の法人全てに申込み資格が適用されるとともに、指定に際しては代表する法人を指定管理者の候補者とし、他の法人は業務再委託先として取り扱うものとする。

- ①会社更生法及び民事再生法等による手続中である法人等
- ②代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者（執行猶予中の者を含む）がいる法人等
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する法人等
- ④最近3年間において、所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、府税、市税等を滞納している法人等、又は代表者がこれらの税金を滞納している法人等
- ⑤地方自治法施行令第167条の4の規定により、市から入札の参加資格を取り消されている法人等（指名停止を含む）
- ⑥地方自治法第244条の2第11項に基づき、本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、又はその取消の日から3年を経過しない法人等
- ⑦労働関係法令に違反し、官公署から摘発・勧告等を受けており、是正・改善が確認されていない法人等

(2) 欠格事項

法人等が次のいずれかの要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外するものとする。

- ①複数の応募書類を提出した場合
- ②受付期間内に応募書類が提出されなかった場合
- ③応募書類に明らかな虚偽の記載がある場合
- ④募集要項に違反又は著しく逸脱した場合

2 応募・選定スケジュール

(1) スケジュール

	項目	日程
1	募集要項等の配布	令和5年10月16日(月)～10月26日(木)
2	質問の受付	令和5年10月16日(月)～10月26日(木)
3	応募書類の受付	令和5年10月30日(月)～令和5年11月6日(月)
4	指定管理者候補者の選定会議 (プレゼンテーション)	令和5年11月9日(木) ※日時・場所等の詳細については、応募者に別途通知。
5	選定審査結果の通知	令和5年11月10日(金) 予定
6	協定(停止条件付き)の締結	令和5年11月14日(火)
7	指定管理者の指定 (議決・協定の締結)	令和5年12月上旬

(2) 募集要項等の配布

配布期間：令和5年10月16日(月)から令和5年10月26日(木)まで

配布場所：箕面市地域創造部交通政策室

(箕面市西小路四丁目6番1号 市役所本館2階)

配布書類：①指定管理者募集要項、②様式集

※配布書類は市のホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.minoh.lg.jp/>

(3) 質問の受付及び回答

受付期間：令和5年10月16日(月)から10月26日(木)午後5時15分まで

質問方法：「募集要項等質問書(様式I)」に法人等の名称、質問内容を記入のうえ、令和5年10月26日(木)午後5時15分までに、メールで箕面市地域創造部交通政策室まで申し込むこと。

メールアドレス：koutuu@maple.city.minoh.lg.jp

メールのタイトル：「公募要項等に関する質問書(法人等名)」

回答方法：令和5年10月30日(月)に市のホームページに掲載を予定している。

ただし、ホームページに掲載することが適当でないと判断した場合は、提出した団体にメールで回答を送付することがある。

(4) 応募書類の受付

受付期間：令和5年10月30日(月)から令和5年11月6日(月)まで

受付時間：午前8時45分から午後5時15分まで

(ただし土日祝は除く)

受付場所：箕面市地域創造部交通政策室（市役所本館 2 階 212 番窓口）

※期限内に応募書類を、交通政策室へ直接持参または郵送すること。なお、郵送については、当日必着とする。

3 応募に関すること

(1) 応募書類

提出部数：次の書類の原本1部、副本10部（審査結果通知用の封筒は1枚）各提案書類のデータを格納した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）1枚とする。

※①～⑭は原則A4判

	書類	様式	
①	指定管理者申込書	様式 1-1	
	仮設駐輪場運営者申込書	様式 1-2	
	※ グループで応募する場合は委任状	様式 1-3	
②	添付書類		
	ア 駐輪場管理に係る事業計画書		
	イ 規約、定款、寄付行為、その他これらに準ずる書類		
	ウ 団体の役員名簿		
	エ 代表者の印鑑登録証明書（提出日において発行日から3か月以内のもの）		
	オ 法人にあたっては、登記事項証明書（提出日において発行日から3か月以内のもの）		
	▶ その他団体にあつては、登記簿謄本の記載内容に類する書類		
	カ 法人その他の団体の収支予算書及び事業計画書（令和5年度分）並びに過去3年の収支決算書及び事業報告書		
	▶ 経営実績が3か年に満たない法人にあつては、管理にかかる業務を安定して行う経営能力を明らかにする書類		
	キ 所得税、法人税、消費税、地方税（都道府県民税、市町村民税、固定資産税、事業税、地方消費税）にかかる過去3年の納税証明書（未納がない証明書）		
	ク 団体の財産目録及び貸借対照表		
	③	誓約書	様式 1-4
	④	団体の概要	様式 2
	⑤	財務体質（キャッシュフローの状況）	様式 3
⑥	財務体質（過去3か年の決算状況（赤字の有無））	様式 4	
⑦	財務体質（経常利益の状況）	様式 5	
⑧	財務体質（自己資本比率の状況）	様式 6	
⑨	財務体質（流動比率の状況）	様式 7	
⑩	事業者の所在地	様式 8	
⑪	団体の同種業務の実績	様式 9	
⑫	適正な履行確保のための業務体制	様式 10	
⑬	苦情処理体制	様式 11	
⑭	災害時等における業務体制	様式 12	

⑮	契約（業務）期間終了後の引継ぎ	様式 13
⑯	個人情報保護に関する取組状況	様式 14
⑰	価格提案書及び収支計画書	様式 15
⑱	特別提案書	様式 16
⑲	貸付希望額調書	様式 17
	審査結果通知用封筒（送付先を明記し、特定記録郵便の切手を貼付したもの）	—

（２）応募書類の提出にあたっての留意事項

① 複数の提出の禁止

同一の法人等が、複数の申請をした場合は失格とする。

② 応募内容の変更禁止

応募（提出）された書類の変更は原則不可とする。

③ 虚偽の記載に対する取り扱い

応募（提出）書類に虚偽の記載があった場合又は欠格事項に該当した場合は、失格（指定を拒否）とする。この場合の応募者に生じた損害は、応募者が負うものとする。

④ 応募（提出）書類の取り扱い

提出された書類は、原則として返却しない。

⑤ 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

⑥ 情報の公開

事業計画書等の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は指定管理者候補者の選定にかかる結果の公表等で必要な場合は、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとする。

⑦ その他

ア 書類審査前に、応募書類の不備の補完、内容不明点の回答、また、必要に応じ追加資料の提出をお願いすることがある。

イ 応募書類に不備があった場合は、審査の対象とならないことがある。

ウ 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

エ 応募書類は、錯誤等によるものとして市が認めた場合を除き、差替え及び返却することはできない。

オ 応募書類の提出後、申し込みを取り下げる場合は、速やかに書面（様式任意）で申し出ること。

カ 応募に関して必要となる経費は、応募者の負担とする。

キ 本業務の応募のために得た情報について、応募者は他の目的に使用することはできない。ただし、公知となっている情報及び第三者から合法的に取得できる情報については、その対象にはならない。

ク 市が個別に対応することはできません。応募者は市が提供した情報や独

- 自に入手した情報のみで書類を作成し、応募すること。
- ケ 共同事業体で応募した場合、代表法人等及び構成員の変更は認めない。
- コ 応募書類は、箕面市情報公開条例に基づき、市として候補者を決定するまでの間は非公開となる。候補者が決定した後は、同条例に定める非開示情報を除いて公開の対象となるものとする。
- サ 応募書類等の内容に含まれている特許権、意匠権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果により生じた事象にかかる責任は、全て応募者が負うものとする。
- シ 各団体（共同事業体）につき複数の応募はできない。

4 選定審査

(1) 選定方法

指定管理候補者は、客観的かつ公正な意見を取り入れるため、当該施設の目的や特性等に基づき、箕面市立かやの駐輪場指定管理者候補者選定会議（以下「選定会議」という。）において、応募書類による審査結果をふまえて、設置の目的を最も効果的に達成することができると認められる指定管理者の候補者及び次点者を選定する。

※選定会議は、非公開。

※応募者が1法人であっても選定会議において意見交換を行い、市が指定管理者としての適否を判断するものとする。

※なお、候補者として決定後、市議会の議決を経て正式に指定管理者として決定する。

※第1位順位者の辞退、指定後の取消等があった場合は、第2位順位者と協議のうえ、指定管理者候補者として決定し、市議会において指定管理者の指定に係る議案が可決され、正式に指定管理者として決定します。

(2) 選定基準

- ① 条例の設置目的及び条例により指定する事業を効率的に実施し、かつ、駐車場の利用を高める効果的な運営ができること。
- ② 駐輪場を適正かつ安定的に管理する能力を有すること。

(3) 審査方法

選定審査にあたっては、選定会議において、書類審査及びプレゼンテーション審査の結果（点数）を総合的に評価して第1位及び第2位の順位を決定し、第1位順位者を指定管理者候補者とする。

① 書類審査

応募書類を「(2) 選定基準」に基づき審査する。

② プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査を実施し、選定委員のヒアリングを受けていただき

ます。

※プレゼンテーションは、令和5年11月9日（木）に実施する予定。なお、時間・場所等の詳細については、応募者に別途通知するものとする。

※各法人等とも4名までの参加とする。計画・提案等の説明は、法人等代表して説明や意見を述べられる方が行うこと。

（４）選定審査結果

指定管理者の候補者及び次点者の選定は、令和5年11月10日を予定している。結果については、応募者全員に文書で通知する。なお、次点者に対しては、その旨も合わせて通知するものとする。

選定結果については、候補者名、採点結果及び応募のあった全ての法人名を公表する予定。

（５）協定の締結

指定管理者の候補者は、市と協議を行った上で協定を締結するものとする。協定は、応募された計画や提案内容を最大限尊重はするが、そのまま採用されとは限らない。候補者と合意に至らなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。次点者とも合意に至らなかった場合は不調となる。

協定は、市議会の議決を経て指定管理者として指定することから、停止条件付の協定を締結する。（市議会の議決は、令和5年第4回定例会を予定している。）市議会の議決を得られなかった場合は、指定管理者に指定できないことになるが、指定管理者の候補者に生じた損害に対して、市は一切その責を負わない。

（６）指定管理者の指定

選定会議において決められた指定管理候補者を指定管理者とする旨の議案を令和5年第4回定例会に提出のうえ、その議決を経て指定管理者の公示を行う。

（７）仮設駐輪場運営事業者との賃貸借契約

仮設駐輪場運営事業者の決定については、上記（５）記載の指定管理者の指定に係る議案が可決されることを締結条件とするものとする。

市と締結する仮設駐輪場の賃貸借契約は、駐輪場の指定管理者と締結する基本協定と同時に行うものとする。

５ その他

（１）指定の取り消し等

次のいずれかに該当する場合は指定を取り消しものとする。この場合において、指定管理者に生じた損害に対して、市は一切その責を負いません。また、市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとする。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合又は応募の資格を満たさなくなった場合若しくは欠格事項に該当するに至った場合は、市議会の議決を経て指定管理者として指定した後においても、指定管理者の指定を取り消すことがある。

②条例第6条に該当する場合は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることがある。

③市が実施する事業評価により、指定管理者の業務が基準等を満たしていないと判断した場合は、市は指定管理者に是正勧告を行います。是正勧告にもかかわらず、指定管理者が勧告の対象となった事項を改善しない場合、市は指定管理者の指定の取り消し、市の支出額などの措置を講じることがある。

(2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合や協定書に定めのない事項が生じた場合には、市と指定管理者は誠意をもって協議するものとする。

(3) 目的外使用許可に係る取り扱いについて

箕面市立かやの第一、第二、第三駐輪場の敷地内において、地方自治法第234条の4第7項に基づき市が行う目的外使用許可に係る取り扱いについては、指定管理者は市長の指示に従うものとする。

(4) 指定管理業務の引き継ぎについて

指定管理者の候補者は、指定管理業務の終了又は指定管理の取り消しにより、次期指定管理者等に業務を引き継ぐ際には、必要な帳票、データ等は無償で引き継ぐとともに、施設及び設備についての全てが性能及び機能を発揮でき、著しい損傷が無い状態で引き継ぐものとする。また、耐用年数を超過する施設及び設備に対しては、適切に修繕等による機能の更新を実施した上で引き継ぐものとする。

なお、引き継ぎに要する費用は、指定管理者の候補者又は指定管理者の負担とする。

担当：箕面市地域創造部交通政策室

〒562-0003 箕面市西小路四丁目6-1

TEL 072(723)2121 内線(3447)

FAX 072(722)7655

募集要項別紙

1 人員配置について

- ・最低配置を求める人員数（施設全体）

平日	6:30～11:30	2名
平日	11:30～16:30	1名
平日	16:30～21:30	1名
土日祝	6:30～21:30	1名
現場責任者	8:30～17:30	1名

- ・供用開始日から3か月や新学期などの混雑が想定される期間は、原則として、上記の人員体制を求める。
- ・ただし、障害者等に対する減免対応が可能であるなど、利用者サービスを低下させないうえでの最適な人員配置については提案事項とし、人件費で積算すること。

2 支出の考え方

- ①令和5年度及び令和6年度は、指定管理施設はかやの第二駐輪場及びかやの第三駐輪場のみである。そのため、指定管理施設の支出見込額には、仮設駐輪場の管理運営費を含めないこと。
- ②設備機器等に1年間無償保証期間がある。そのため、保守にかかる点検費用の見積については、下記事項に留意すること。
 - ・かやの第二、かやの第三駐輪場の設備機器については令和6年3月23日から1年間無償保証点検があるので、支出予定額を考慮すること。
 - ・かやの第一駐輪場の機器設備は、供用開始後1年間は無償保証対応があるので、支出額を考慮すること。